

石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（案）

令和5年 月 日作成

石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市
珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市
能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

みどりの食料システム法第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。

1. 本計画の策定背景と位置づけ

本県においては、平成28年5月に策定した「いしかわの食と農業・農村ビジョン2016」（以下「ビジョン」という。）の下、本県農業の「売れるものを作る」産業への転換等を図るため、生産から加工、流通・販売にわたる関係機関・団体と連携しながら、各般の施策を進めてきたところである。

この中で、県では環境負荷の低減に向け、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境保全型農業を推進することとしており、特に能登地域では、「能登の里山里海」の世界農業遺産への認定を契機に取り組みが広がっている。また、令和4年度にトキの放鳥候補地に選定されたことから、環境保全型農業と合わせて、水田を餌場とするなどの生息環境整備に取り組むこととしている。

また、令和4年9月に改訂した「石川県環境総合計画」（以下「環境総合計画」という。）に基づき、農林漁業においてもカーボンニュートラルの実現等に向けた環境負荷低減の施策に取り組むこととしている。

今後は、こうした環境負荷の低減の取組を、さらに販売面に結び付け、農林水産物の付加価値向上につなげるとともに、栽培技術の習得等を進め、生産者の所得を確保することが課題となっている。

一方、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、将来にわたって農林漁業及び食品産業の持続的発展と国民に対する食料の安定供給を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定された。

また、令和4年7月には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）令和4年法律第37号」が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な運用が開始されたところである。

本計画は、同基本方針に基づき、ビジョン及び環境総合計画が目指す施策の方向性を土台としつつ、石川県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として策定するものであり、同法第16条第2項各号の計画記載項目は2のとおりとする。

2. 基本方針に掲げる基本計画の記載事項

(1) 環境負荷の低減に関する目標

ビジョン達成指標⑧を目標指標として設定する。

| 目標指標 | 基準（平成27年） | 目標（令和7年） |
|-------------|-----------|----------|
| 環境保全型農業取組面積 | 6,042ha | 13,600ha |

(2) 環境負荷低減事業活動の内容

①土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動 (1号活動)

ビジョンIV2⑧「環境と調和した農業の推進」を踏まえ、化学肥料や化学農薬の使用量を慣行の3割以上低減するエコ農業や5割以上低減する特別栽培、化学肥料や化学農薬を使用しない有機農業を推進する。

なお、こうした環境保全型農業に取り組む際には、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術についてそれぞれ実践するものとし、「持続性の高い農業生産方式の導入指針」の別表に定められた持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。

【具体的な取組例】

- ・ 耕畜連携や食品残さ等のバイオマス資源の利活用による土づくり
- ・ 天敵による害虫防除
- ・ リビングマルチを利用した雑草・害虫防除
- ・ 夜間の照明による害虫の防除
- ・ 土壌診断や堆肥の活用

②温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

ビジョンIV2①「企業等の技術・ノウハウを生かした生産性向上の取組みの推進」を踏まえ、地下水、廃熱、バイオマス等の自然エネルギーや環境制御システムを活用し、農産物の低コスト安定生産など収益性の高い施設園芸モデルの確立・普及を図るほか、環境総合計画第1章「地球環境の保全」並びに第2章「循環型社会の形成」を踏まえ、水田の中干しや家畜排せつ物の適正な管理、環境負荷低減型飼料の給与等により、温室効果ガスの排出量の削減を推進する。

【具体的な取組例】

- ・ 地下水、地中熱を利用した冷暖房装置、ICTを活用した環境制御システム、暖気排気の循環装置、遮熱資材の導入
- ・ 水田からのメタン排出を削減するための中干し期間の延長
- ・ 家畜排せつ物の堆肥化工程における切り返しの実施

③別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）

プラスチック使用製品廃棄物等の排出・流出を抑制する取組、生物の多様性や環境の保全に資する技術を組み合わせで行われる生産方式など、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）」第1条第1項に基づき、農林水産大臣が定めた事業活動のうち、知事が必要と認める活動を推進する。

【具体的な取組例】

- ・ 生分解性プラスチックを用いた資材の使用
- ・ プラスチックを使用しない緩効性肥料や局所施肥などの活用
- ・ 代かき時の浅水管理や自然落水による水位調整などの流出防止策
- ・ トキ放鳥に向けて、化学肥料や化学農薬の使用低減と合わせて実施する、江や魚道等の整備

（3）特定区域の設定

該当無し

（4）環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容

①スマート農業技術の活用

ロボット・ICT技術を活用したスマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与する。このため、生産工程をデータで「見える化」し生産管理手法の改善を図るなど、大学やものづくり企業等と連携してスマート農業技術の活用を進める。

②堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりを促進するに当たり、堆肥が不足している地域があることから、農業者団体、肥料メーカー等とも連携しつつ、県内での堆肥の需要のマッチングを図る。

特に、耕種農家のニーズに的確に対応するための、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、堆肥の高品質化等の取組を効果的に実施するため、加工や輸送を担える肥料メーカー等との連携を推進する。

③新品種の育成・普及

化学農薬の低減に資する病害虫抵抗性を備え、かつ、生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で栽培しやすい品種の育成や導入を進める。

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

ビジョンⅣ2⑧等を踏まえ、有機JASや特別栽培農産物の県による認証制度を適切に運用するとともに、ホームページやSNS等を活用した情報発信、百貨店・直売所等における試験販売やPRイベントの実施、企業食堂、病院等のニーズ把握、マッチング支援等を通じて消費者の理解増進、販路拡大等に取り組み、農林水産物の付加価値、市場競争力の向上を図る。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、今後、特定区域の積極的な設定を通じて地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう、県、市町、農業団体、関係企業等の関係者が緊密に連携して対応することとする。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、みどりの食料システム法に基づく税制・金融の特例、行政手続のワンストップ化等の支援措置その他国の基本方針第六に掲げる国の施策を有効に活用するとともに、環境保全や労働安全につながる農業生産工程管理（GAP）の取組について指導者の育成等により普及啓発を図るなど、生産者のニーズを把握しながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとする。